

## 第 3 回三朝町農業委員会総会議事録

1 開催年月日	平成29年9月12日(火) 9時00分 開会																														
2 開催場所	三朝町役場 第4会議室																														
3 出席委員	<p>農業委員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td>会長 山本雅之</td> <td>出</td> <td>職代 早栗永人</td> <td>出</td> <td>1番 青木君夫</td> <td>欠</td> </tr> <tr> <td>2番 石田英雄</td> <td>出</td> <td>3番 森嶋誠美</td> <td>出</td> <td>4番 松原利志</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>5番 吉田定夫</td> <td>出</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>農地利用最適化推進委員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td>布廣俊晴</td> <td>出</td> <td>岩本壽博</td> <td>出</td> <td>米原章太郎</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>山本 満</td> <td>出</td> <td>本田 博</td> <td>出</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">以上 12人</p>	会長 山本雅之	出	職代 早栗永人	出	1番 青木君夫	欠	2番 石田英雄	出	3番 森嶋誠美	出	4番 松原利志	出	5番 吉田定夫	出					布廣俊晴	出	岩本壽博	出	米原章太郎	出	山本 満	出	本田 博	出		
会長 山本雅之	出	職代 早栗永人	出	1番 青木君夫	欠																										
2番 石田英雄	出	3番 森嶋誠美	出	4番 松原利志	出																										
5番 吉田定夫	出																														
布廣俊晴	出	岩本壽博	出	米原章太郎	出																										
山本 満	出	本田 博	出																												
4 欠席委員	青木委員																														
5 農業委員会 事務局職員	事務局長 大村哲也 事務局員 澤 由作																														
6 議事録署名 委員	5番 吉田定夫 委員 7番 早栗永人 委員																														
7 議事内容等	(1) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(大瀬1件) (2) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について(大瀬1件) (3) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について(大瀬1件) (4) 議案第6号 非農地証明書(小河内1件)																														
8 報告事項	(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について																														
9 その他	(1) 非農地と判断された土地に係る地目変更登記について (2) 荒廃農地(基盤整備田)の林地化について (3) 10月農業委員会総会の日程について 10月10日(火)9:00~																														
10 閉会	10時 00分																														

## 1 開会

《事務局長》

定刻になりましたので、ただ今から、第3回三朝町農業委員会総会を開会いたします。  
はじめに、山本会長よりごあいさつをお願いいたします。

## 2 会長あいさつ

初めての朝開催の総会となりましたが、農作業等を考えれば上々の行程と思います。今後も朝会を続けてもよいと考えます。さて、収穫の時期が繁忙を迎えます。農作業による事故が毎年のように報道されていますが、農業委員会が中心となって安全を啓蒙していかないとはいけません。もちろん、委員が事故を起こしているようではいけません。作業時には十分注意し、自らも安全な農作業を率先してください。

## 3 総会成立宣言

《事務局長》

本日の出席委員は7名中6名が出席されており、定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により総会は成立することを報告します。

それでは、三朝町農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は山本会長をお願いいたします。

## 4 議事録署名委員の指名

《議長》

日程に従いまして、第4の議事録署名委員の指名を行います。

三朝町農業委員会会議規則第22条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

異議なしとのことでございますので、5番 吉田委員と7番 早栗委員を指名しますので、よろしくをお願いいたします。なお、書記は事務局でお願いします。

## 5 議 事

《議長》

これより、第5の議事に入ります。

---

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」は関連する議案ですので、この際一括して議案の説明をしていただきたいと思います。

それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

《事務局》

それでは議案第3号から5号につきまして、説明させていただきます。  
別冊の議案説明資料をご覧ください。  
(資料に基づき、宅地造成に伴い用地の整形が必要となり隣地との農地を交換する事を説明)

説明後、議案書を個別に朗読し説明

第3号議案、農地法第3条の規定による許可申請について  
農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転について、同法施行令第1条の規定により許可申請書が提出されたので、本件に関し本委員会の意見を求める。

第4号、第5号議案、農地法第5条の規定による許可申請について

農地法第5条第1項の規定による農地転用について、同法施行令第1条の規定により許可申請書が提出されたので、本件に関し本委員会の意見を求める。

平成29年9月12日 三朝町農業委員会会長 山本 雅之

(議案書朗読)

申請内容について、農地法3条および5条並びに同法施行令、同法施行規則等の規定に基づき精査しましたところ、別紙審査表のとおりでした。

(審査表説明)

現地は、役場より500m以内の農地で第3種農地に該当します。

第3種農地は、原則転用許可となっておりますので、申し添えます。

以上のとおり、本件は許可基準等を満たしていると判断されます。

《議長》

事務局の説明は終わりました。

現地調査班の説明をお願いします。

《現地調査班 松原委員》

現地を確認し、周囲への防除計画の説明を受けました。特に問題なし。

《議長》

現地調査班の説明は終わりました。

委員さんのほうで、何か質問等がありましたらお願いします。

【「なし」の声あり】

ないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第3号、第4号、第5号について、承認することとしてよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

それでは、議案第3号、第4号、第5号議案は承認されました。

---

《議長》

議案第6号「非農地証明に関する件について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

《事務局》

議案第6号について説明します。

非農地証明に関する件

非農地証明について、現況のとおり地目に変更したい旨の申請書が提出されたので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により本委員会の決議を求める。

(議案書朗読)

案件の申請内容について、「非農地証明の取り扱いについて(平成5年4月16日付け鳥取県農林水産部長通知)」に基づき精査しましたところ、別紙審査表のとおりでした。

(審査表説明)

これをふまえ、現況が農地法第2条で定義される「農地(耕作の目的に供される土地)」に該当しないため、同通知の2の非農地の認定基準等を満たすと判断されます。以上です。

(現地確認の結果:事務局)

現地調査の結果、現況は審査表のとおり森林若しくは原野であることに相違ありませんでした。農地法第2条で定義される「農地」に該当しないと判断されますので、非農地の認定基準等を満たすと判断されます。

《議長》

これより、質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

【「なし」の声あり】

ないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第6号について承認することとしてよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

それでは、議案第6号は承認されました。

---

## 6 報告事項

《事務局》

農地法第3条の3第1項の規定による届出が5件ありましたのでご報告します。

【資料をもとに報告】

《議長》

事務局、そのほかございますか。

《事務局長》

ございません。

## 7 その他

《議長》

第7のその他に入ります。事務局、説明をお願いします。

- (1) 非農地と判断された土地に係る地目変更登記について  
農地パトロールにてB分類と判断された荒廃農地のうち、航空写真上で【山林】と判断できるものを指定していく作業を農業委員会で行います。  
地図上で【山林】とマーキングされた荒廃農地の地目を【山林】へ登記する事務手続きを行って行きたいと考えます。所有者へ「非農地通知」を送付し、一覧表・地図等を三朝町税務当局へ送付する計画です。
- (2) 荒廃農地(基盤整備田)の林地化について  
大谷の圃場整備された土地を、森林組合とも協力して林地化していくモデル事業をしています。所有者2名の方には同意が取れました。
- (3) 10月農業委員会総会の日程についてお諮りします。いかがでしょうか。

【協議の結果】

10月10日（火）午前9時の開会に決定いたします。  
現地確認調査があった場合、午前8時30分をお願いします。

《議長》

その他何かございますか。

【「なし」の声あり】

以上で第7のその他を終わります。

《議長》

全般を通して、何かございませんか。

【「なし」の声あり】

それでは、以上で本日の議案の審議、報告事項等はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、第3回三朝町農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年9月12日

議 長

議事録署名委員

5 番

7 番